

令和3年度「創業者等支援診断助言事業」 に係る業務委託企画提案仕様書

第1 委託業務名

創業者等支援診断助言事業業務委託

第2 実施目的

経済の構造的変化の下で、経営課題に積極的に取り組もうとする意欲を有する中小企業者を的確に支援し、県内中小企業の振興に寄与する。

第3 業務内容

本件受託事業者は、以下の業務を行うものとする。

※提出する企画提案書に、以下の各項目について実施方法を記載すること。

1 診断助言員の確保、指導監督

診断助言の円滑な実施のため、経営方法に関する専門的な知識と経験及び助言能力を持つ診断助言員の確保、指導監督に努めるものとする。

また、適切な診断助言の実施のため、診断助言員の得意分野、診断助言の対象先の抱える問題点、課題を踏まえた上で、担当診断助言員を選定するものとする。

2 診断助言の実施

診断助言対象先に数回訪問し、現状の把握、課題の抽出・整理、新型コロナウイルス感染症の発生による経営環境等の変化を踏まえて、課題に対して助言を実施する。

3 診断助言報告書の作成

前項の内容をまとめた診断助言報告書（別紙第1号様式）を作成し、診断助言対象先に提出する。その際、診断助言報告会を実施し、報告内容の説明を行う。

第4 診断助言対象先

沖縄県融資制度、機械類貸与制度、設備貸与制度の内、いずれか一つ以上の制度を利用した者であり、沖縄県が診断助言の必要性を認め、診断助言の対象先として決定した者。

なお、決定した対象先については、本件受託事業者に別途通知する。

第5 診断助言実施件数

診断助言実施件数は7件程度とする。なお、1件あたりの訪問回数は原則3回

とし、診断助言対象先の状況に応じて適切な訪問回数を設定する。

第6 委託期間

契約締結の日から令和4年3月31日まで

第7 成果品

1 診断助言報告書の写し（A4版、1部）

診断助言報告会実施後は、次表の提出期限までに、診断助言報告書の写しを沖縄県へ提出するものとする。

診断助言報告会実施日	県への提出期限
契約日～8月31日	9月30日
9月1日～10月31日	11月30日
11月1日～12月31日	1月31日
1月1日～2月28日	3月20日

第8 著作権の譲渡等

この契約により作成される成果品の著作権等の取扱いは、以下に定めるとおりとする。

- 1 本件受託事業者は、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第26条の2（譲渡権）、第23条（公衆送信権等）、第26条の3（貸与権）、第27条（翻訳権、翻案権等）及び第28条（二次的著作物の利用に関する現著作者の権利）に規定する権利を沖縄県に無償で譲渡するものとする。
- 2 沖縄県は、著作権法第20条（同一性保持権）第2項第3号または第4号に該当しない場合においても、その使用のために、仕様書等で指定する物件を改変し、また、任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。
- 3 本件受託事業者は、沖縄県の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条（公表権）及び第19条（氏名表示権）を行使することができない。

第9 留意事項

本件受託事業者は、以下に留意し業務を遂行するものとする。

- 1 この業務において知り得た秘密を他に一切漏らしてはならないものとする。
- 2 成果品に本件受託事業者の誤りによる欠陥・訂正事項が発見された場合は、自己の負担において速やかに訂正し、提出するものとする。
- 3 この仕様書に疑義を生じた場合、あるいは記載のない事項については、沖縄

県と協議して定めるものとする。